

<J-Rescue 会則>

第1章 総則

第1条 <名称・定義>

本会は J-Rescue (Japan-Relationship among Vascular Specialists for Contemporary Universal Endovascular Treatment)と称する。

第2章 目的及び事業

第2条 <目的>

本会は Endovascular Therapy における症例を検討し、広く臨床医学の進歩発展に寄与する事を目的とする。さらに、循環器科、血管外科、その他診療科、それぞれとの専門分野との連携を図り広く知識の交流を深める。

第3条 <事業>

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の症例報告、学術講演等のため、年1回以上のカンファレンス形式の学術集会を開催する。
- (2) 他地域と合同の研究会の開催。
- (3) 血管疾患に対する Endovascular Therapy の調査・研究の促進
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第3条 <会員>

本会の会員は次の2種とする。

- (1) J-Rescue 会員： 本会の目的に賛同する医師、その他の医療関係者
- (2) 名誉会員： 本会に多大な功労があった者のうちから、世話人会の推薦により、代表世話人が委嘱する。

第4条 <入会>

会員になろうとする者は、所定の入会申込書に当該年度の年会費(1,000円)を添えて本会事務局に提出する。

入会年月日は入会申込書及び当該年度年会費を受理した日とする。

第6条 <会費>

会員は世話人会で定める年会費を収めなければならない。

既納した会費は返還しない。

第7条 <退会>

次の場合は退会とする。

- (1) 会員からの退会申出を本会事務局が受理したとき
- (2) 3年以上の会費滞納があったとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があったとき

第8条 <再入会>

一旦会員の資格を喪失した者が再度入会しようとするときは、新規入会の手続きを要するものとする。また、会費滞納により退会となった者が再度入会を希望する場合は、滞納年度会費を徴収せず、新規入会扱いとする。

第4章 役員

第9条 <役員>

本会に次の役員をおく。

- 代表世話人 1名
- 世話人 若干名
- 監事 1名
- 幹事 1名

第10条 <役員を選任>

代表世話人、世話人及び会計監事は、会員の中から世話人会が選任する。

第11条 <職務>

代表世話人は本会を代表し、本会の会務を統括する。

世話人は、本会会員であり、集会に3回以上連続して欠席しないこととする。

監事は本会の事業、会計、投票、資産を監査する。

第12条 <任期>

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第13条 <解任>

役員は次の各号により解任することができる。

- (1) 役員会が解任を議決したとき
- (2) 会員の4分の3以上から文書による解任請求が提出されたとき
- (3) 心身の故障のため職務の執行に堪えることができないと認められたとき

第14条 <名誉会員>

本会に、名誉会員を置くことができる。

- (1) 本会に多大な功労があった者のうちから、世話人会の推薦により、代表世話人が委嘱する。

(2)世話人は辞任の際、自動的に名誉会員の資格が与えられる。

(3)名誉会員は年会費を免除される。

(4)名誉会員は、役員会に出席し意見を述べるができる。

第5章 世話人会

第15条 <招集>

世話人会は代表世話人が招集する。

世話人会は代表世話人、世話人、会計監事をもって構成する。

世話人会は、年2回以上、必要に応じて随時開催する。

第16条 <討議事項>

本会運営上必要な事項はすべて世話人会に付議するものとする。

第17条 <議長>

世話人会の議長は代表世話人が行う。

第18条 <議決>

世話人会の議決は、本会の会則に定めがある場合を除き、世話人会出席世話人の過半数の議決によって行う。議決には委任状によるものを含める。賛否同数の場合は代表世話人が決定する。

ただし緊急を要する事項の決定はFAX又は電子メールを利用して議決することができる。

前項に関わらず、簡易な事項は代表が専決することができる。

ただし、代表は専決した事項を世話人会に報告し、承認を得なければならない。

第19条 <議事録>

世話人会は議事録を作成し、会員から要請があった場合は開示しなければならない。

第6章 財産及び会計

第20条 <運営資金>

本会の運営資金には、会費、寄付金及びその他の収入をあてる。

なお、学術集会参加費の金額は、世話人会にて別途これを決める。

第21条 <資産の管理>

本会の資産は、世話人会の定める方法により代表世話人が管理する。

第22条 <会計監事>

会計監事は各年度の会計を監査し、世話人会にて報告する。

第23条 <会計年度>

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

第24条 <会則の変更>

本会の会則は、世話人会の議決を経て決定する。

第25条 <解散>

本会の解散は、世話人会の議決を経て決定する。

第8章 事務局

第26条 <事務局>

本会の事務局、運営事務局を置く。事務局は、書記1名をおくことができる。

事務局：公益財団法人 日本心臓血圧研究振興会

〒162-0054 東京都新宿区河田町 8-1

運営事務局：株式会社コンベンションアカデミア

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-35-3 本郷 UCビル 4F

第9章 雑則

第27条 <施行細則>

この会則の施行に関し必要な細則は、世話人会で定める。

附則 この会則は平成26年2月27日から施行する。

J-Rescue 世話人名簿

代表世話人	尾原 秀明 (慶應義塾大学 外科)
世話人	金岡 祐司 (東京慈恵会医科大学 血管外科)
	工藤 敏文 (東京医科歯科大学 血管外科)
	篠崎 法彦 (東海大学 循環器内科)
監事	東谷 迪昭 (東京医科大学茨城医療センター 循環器内科)
幹事	朴澤 耕治 (新東京病院 心臓内科)